

警報なし津波 6月24日、7月2日ヒアリングご指摘事項の反映について

本日提出のまとめ資料については、7/2 ヒアリングにてご指摘いただいた以下の事項について反映しております。また、7/2 ヒアリングにて、未実施の6/24 ヒアリングのご指摘事項についても合わせて以下に記載いたします。修正箇所は、緑字・緑枠で明示しております。

【7/2 ヒアリングご指摘事項】

- ① P1：「はじめに」に津波対策検討の全体概要を記載すること。その際、検討を行い始めた理由（敷地が低い
ため津波が敷地に到達する虞がある）を記載すること。
⇒（反映箇所）【第三編-1,2 ページ】
- ② P2：フロー図は「1.」から番号を振りなおすこと。
⇒（反映箇所）【第三編-3 ページ】
- ③ 潮位計の名称について、送受信ユニット等も含め観測システムとしての名称に修正すること。
⇒（反映箇所）【第三編-5,117～119 ページ】
- ④ P110（2）：既許可の2out of 4の記載に合わせて修正すること。
⇒（反映箇所）【第三編-27 ページ】
- ⑤ P62：トリガーの「設定」と「確認」を書き分けること。
⇒（反映箇所）【第三編-30,31,56～70 ページ】
- ⑥ トリガー設定は、貝付着と修正モデルを踏まえて設定すること。
⇒（反映箇所）【第三編-56～70 ページ】
- ⑦ P97：7.3.2(1)は削除すること（防潮ゲートの重要度分類は既許可でMS-1と整理済み。潮位計の安全
機能を整理した上で潮位計の重要度分類の記載とする。）
⇒（反映箇所）【第三編-95 ページ】
- ⑧ P106～：表10と表11について、既許可の引用箇所はその旨を記載すること。
⇒（反映箇所）【第三編-98～102,106 ページ】
- ⑨ P107：潮位計の適合性について、中央での潮位変動での把握方法について詳細を記載すること。
⇒（反映箇所）【第三編-106 ページ】
- ⑩ P101～：表8の潮位計の適合性の記載について適切に見直すこと。
⇒（反映箇所）【第三編-98～102 ページ】

【6/24 ヒアリングご指摘事項のうち、7/2 未実施分】

- ⑪ 「基本設定」という表現ではなく、崩壊規模及び破壊伝播速度のパラメータが最大であることを具体的に
記載すること。
⇒（反映箇所）【第三編-130,131,133 ページ】
- ⑫ 「破壊継続時間」の扱いを記載すること。
⇒（反映箇所）【第三編-35 ページ】
- ⑬ 防潮ゲート開での施設影響のある波源を確認→対策（トリガー）の検討→対策を踏まえた基準津波の仮設
定→運用成立性確認→基準津波の設定の流れに構成を見直す。

⇒（反映箇所）資料構成を見直し、まず、「取水路防潮ゲート開状態での敷地への影響と津波波形の特徴」に関する検討について記載し、「基準津波の選定」は、「運用成立性の確認」の後に記載する構成とした。また、海底地すべりエリア A～C の最大規模以外の波源の確認は、会合説明どおり、「津波検知の判断基準（トリガー）の網羅性・妥当性」の中で検討する構成とした。

⑭ 「施設影響のある津波」と「トリガーにより検知する津波」のかき分けを明確にすること。

⇒（反映箇所）第三編の資料全体を通じて、敷地への影響が最も大きいものであるエリア B の Es-K5 とエリア C の Es-T2 の崩壊規模・破壊伝播速度の最大値のものを「施設影響が生じる波源」とし、これらを用いた崩壊規模・破壊伝播速度のパラスタケースを「施設影響が生じるケース」とし、記載を分けた。

以上